

令和3年7月16日開会

令和3年7月16日閉会

令和3年7月

甲府地区広域行政事務組合議会臨時会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

午後 1時38分 開 会

○議長（金丸三郎君） ただいまから全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に小野次長から西消防署ポンプ自動車の事故に係る調査報告について及び山梨県緊急消防援助隊出場について、報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

初めに、西消防署ポンプ自動車の事故に係る調査報告について、報告を受けます。

小野次長。

○次長（小野英男君） 本年3月組合議会定例会での専決処分案件であります、西消防署消防ポンプ自動車の交通事故に関し、その原因と考えられていたブレーキ装置の不具合につきましては、「今後自動車メーカーに対し、責任の所在を確認していく。」と答弁させていただいたことから、その後の調査結果とそれに伴う対応につきまして、御報告させていただきます。

なお、お手元に本年3月組合議会定例会「専決処分書」を参考資料1といたしまして、御用意しております。

まず初めに、本件の事故の概要を改めて説明させていただきます。

令和2年12月31日、甲斐市西八幡地内において西消防署消防ポンプ自動車が、パトロールのため走行していたところ、何らかの原因により、ブレーキ装置の不具合が生じ、ブレーキが踏み込みにくくなったことから、前方車両への追突を避けようとした際、道路脇のブロック塀に衝突し、その一部を破損させたものでございます。

本組合職員の公務中の交通事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定するについては、議会の議決を必要としますが、和解の履行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、これを専決処分したものでございます。

なお、損害賠償の額につきましては、当消防本部が加入しております全国市有物件災害共済会より、相手方が指定する支払い先へ、金59万1,800円の支払いを行ったものでございます。

本件の事故に対し、当消防本部といたしましては、改めてドライブレコーダーの記録や事故関係者からの聞き取り、また、当該事故に関連すると思われるリコール情報、更には全国の先進消防機関への類似事故の照会を行い、原因を検証いたしました。

その結果、同乗者の聞き取りから、事故直前まで車両に異常はなく、安全かつ適正に運行されていたことや、ドライブレコーダーの記録から運転操作の誤り、ブレーキに係る警報装置の聞き逃がしなど、人為的な過失は認められず、また、リコールや他の消防機関においても類似事故等の情報もないことから、事故につながる原因を究明することはできませんでした。

また、自動車メーカーの調査結果につきましては、事故後、原因を特定するため、当該車両の詳細な点検を行ったところ、「ブレーキ部品であるバキュームホース等からの圧力漏れが確認できたことから、事故当時、ブレーキの機能低下が発生した可能性を否定することはできないが、事故後に繰り返し行った試運転では、ブレーキペダルが踏みにくくなる現象の再現性を確認することができなかつたため、原因は不明。」という最終報告を受けたところでございます。

以上のことから、原因の特定につながる証拠や資料がなく、最終的に原因不明という結果になったことから、本件の事故について、自動車メーカーの責任は問えないという結論に至りました。

今後の対応といたしましては、このような事故が二度と起こらないよう、職員による車両の日常点検において、既に策定いたしました、ブレーキ装置の点検要領に基づく点検実施の徹底を図るとともに、自動車メーカーにおいては、法定6カ月点検時にブレーキ装置の点検項目を追加することや、バキュームホースの交換時期を2年に見直しするなど、消防本部・自動車メーカーともに、事故の再発防止に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（金丸三郎君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

山田議員。

○議員（山田 厚君） この程度の損害の事故で不幸中の幸いだったかなと感じはするわけです。59万円ほどですからね。人身事故や前の車にぶつかってたら大変な事故になってしまう。でもお話によると人為的な過失は認められない、それは大変良かったと思いますが、まあ、メーカーの方で一定程度何かあるけれども、ちょっとわかんない。これは同じメーカーがやってるわけですから、これはちょっとね、それ以上追及できないかと思います。

この問題でもし考えるとすれば、始業前点検はいかがだったのかとか、今後その辺は改善されるようですが、そもそもの車の年齢、車齢は、この車は何年ほどだったんでしょうか。

お伺いします。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 車両につきましては、平成 11 年式ですので 22 年目となります。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 山田議員。

○議員（山田 厚君） 広域消防で持っている自動車が全部で 80 台ほど、その中で 20 年超えてるのは、令和 3 年でいうと本当にわずかですね。

ですから、この更新のことも含めてですね、今後、年取った車に対する対応をしっかりといただければありがたいと思います。

以上、要望で終わります。

○議長（金丸三郎君） 他に質問はございますか。

無ければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、山梨県緊急消防援助隊出場について、報告を受けます。

○次長（小野英男君） 次に、静岡県熱海市において発生した土砂災害に対する緊急消防援助隊山梨県大隊の出動状況及び当消防本部からの派遣状況等について、御報告させていただきます。お手元の参考資料 2 を御覧願います。

1 の災害発生日時は、令和 3 年 7 月 3 日土曜日 13 時 30 分ごろでございます。なお、時間につきましては 総務省消防庁の覚知時間でございます。

2 の災害発生場所は、静岡県熱海市伊豆山地区でございます。

3 の災害の状況は、梅雨前線に伴う大雨により土石流が発生し、安否不明者が多数発生したものでございます。

4 の出動の指示は、消防庁長官から緊急消防援助隊の代表消防機関である甲府地区消防本部に、緊急消防援助隊山梨県大隊の出動の指示がございました。

5 の山梨県大隊の編成につきましては、災害の形態から土砂災害に対応可能な都道府県大隊の編成を求められた事から、当消防本部の山梨県大隊指揮隊を始め、記載の 17 隊 68 名の編成を行いました。

今回の緊急消防援助隊山梨県大隊の特徴としては、峡南消防本部に配備されている特殊装備小隊の重機及び富士五湖消防本部に配備された水陸両用バギーなどの特殊車両を主軸として編成いたしました。なお、甲府地区消防本部は、記載の3隊19名の編成といたしました。

次に、6の時系列の表を御覧ください

まず、発災日である7月3日15時22分、総務省消防庁からの出動準備依頼を受け、県内9消防本部との連絡・調整を行い、出動体制を整えました。しかし、7月4日18時30分、総務省消防庁において、被災地での活動隊の調整を図るため、出動準備体制が一時解除されました。

7月9日18時20分、先行活動していた他県の大隊と交替する計画が示され、改めて総務省消防庁から2回目となる出動準備依頼がありました。

7月11日15時45分、消防庁長官から緊急消防援助隊山梨県大隊に出動の指示が出されました。

7月12日7時05分、当消防本部から先行して、第1次山梨県大隊指揮隊4名が出動し、熱海市役所災害対策本部に入りました。

また、同日13時、当消防本部の救助及び後方支援小隊並びに県内消防本部の各隊が「道の駅 富士吉田」へ集結、山梨県大隊の発隊式を行った後に、第1次緊急消防援助隊山梨県大隊として、17隊68名が被災地である熱海市へ出動いたしました。

7月14日に第2次隊を、本日7月16日第3次隊を被災地へ派遣いたしました。

7の現在までの派遣状況につきましては、第1次隊から第3次隊まで、山梨県大隊として、延べ51隊204名。また、甲府地区消防本部からは、延べ9隊57名を派遣いたしました。

8の現在の活動状況につきましては、消防・警察・自衛隊において、搜索地区をAからEまでの5ブロックに割り振り、山梨県大隊は長野県大隊とともに、土石流の発生場所に近いブロックでの重機及び人海戦術による土砂の除去を行い、救出活動を実施しております。

9 今後の派遣計画につきましては、第4次隊を7月18日から20日、第5次隊を7月20日から22日までの間、派遣する予定でございます。なお、派遣された隊員は、被災された方々に寄り添うとともに、自身の健康管理と安全管理を徹底した上で、一人でも多くの行方不明者を救出できるよう、任務達成に向け、隊員が一丸

となって 活動している状況でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（金丸三郎君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

山田議員。

○議員（山田 厚君） 大変ご苦労さまです。

お伺いしたいのは、この財政区分の負担の関係です。これ前から言われてることですが。

それからもう一つは、今回の土石流災害ってのは大雨の自然災害とともに、業者の盛土の問題、その後の行政の点検等が言われてるわけです。この問題でもし気がついたことがあったら、広域の関係市町に是非、経験等々をお知らせいただきたいと。

では簡単に、財政の区分の方だけちょっと教えてください。

今井次長兼人事課長。

○次長兼人事課長（今井慎一君） 緊急消防援助隊の費用につきましては、消防隊員の様々な手当て、あるいは活動に要した費用については、国が全て負担することになっております。

負担金の交付につきましては、緊急消防援助隊活動費用、負担金交付要綱に基づき、後日、山梨県知事を経由し消防庁長官に負担金交付申請を行うこととなっております。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 山田議員よろしいですか。

○議員（山田 厚君） はい。

○議長（金丸三郎君） 他に質問はございますか。

無ければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、議案第 6 号及び議案第 7 号の審査を行います。

初めに、議案第 6 号 財産の取得について、当局の説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） それでは、議案第 6 号 財産の取得について、御説明

申し上げます。

恐れ入ります、お手元にございます、令和 3 年 7 月当組合議会臨時会議案目録の 1 ページをお開きいただきたく存じます。

議案第 6 号の案件につきましては、令和 3 年度当初予算に計上しております、車両 1 台の購入につき、当組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がございますので、本臨時会にこの案件を提出するものでございます。

取得物件の品名及び数量等であります、平成 17 年度に配備いたしました、昭和出張所消防ポンプ自動車は、配備から 16 年目を迎え、更新基準の 15 年を超えていることに併せ、老朽化も懸念されますことから、その更新車両として、消防ポンプ自動車 1 台を取得するものでございます。

なお、お手元に取得予定同等の消防ポンプ自動車の写真を議案第 6 号資料といたしまして、御用意しておりますので、併せまして御確認願いたいと存じます。

この消防ポンプ自動車は、早期に消火作業を開始するため、水を 800 リットル積載しており、また、現在、多様化する災害事案に対応するため、多種の資機材が必要となることから、現行車両より、資機材の荷室を広くさせた仕様としております。

次に、車両の購入に関しましては、本年 6 月 25 日当本部におきまして、10 社による指名競争入札を行いました。

その結果、ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所が落札し、3,696 万円で仮契約したものでございます。

この案件につきましては、本臨時会による議決が得られたならば、正式に契約を締結し、令和 4 年 3 月に配備する予定でございます。

以上で、議案第 6 号 財産の取得についての説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、お願いを申し上げます。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 取得はいいんですけども、処分ですよ。16 年目の車だと思うんですが、この処分方法どうされるのか。まだ 20 年とか、そういう車もあろう

かと思うんだけど、まだ 16 年目であれば、多少どこかで、ひょっとしたら使うかもしれない。

その処分をどういうふうにするのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 更新年数を過ぎましたポンプ自動車につきましては、処分ということですが、おっしゃる通り、廃棄処分する場合と非常用の予備ポンプ車として使う場合、二通りございます。

おっしゃった処分につきましては、契約の方で、見積もり合わせ等を行いまして、売却する場合もございます。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、まだどういうふうに分するか決まっていないということですか。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 今回の昭和ポンプ車につきましては、西消防署の予備非常用ポンプ自動車として、使用する予定になっております。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） よろしいですか。

○議員（五味武彦君） はい。

○議長（金丸三郎君） 他に質疑はございますか。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

次に、議案第 7 号 公平委員会委員の選任について、当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第 7 号 公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

議案目録の 3 ページ、4 ページを御覧ください。

公平委員会委員の選任につきましては、本組合の公平委員会委員のうち、山本哲氏が本年 3 月 31 日に辞職されたことから、後任といたしまして、昭和町から御推選をいただきました、名執忠義氏を本組合公平委員会委員として選任するにつきましては、議会の同意を必要とすることから、提案するものでございます。



以上で、議案第 7 号 公平委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 6 号及び議案第 7 号の全員協議会における審査を終了いたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

午後 2 時 0 0 分 閉 会